

## ひょうご版再エネ100プロジェクトにおける取組事業所の登録に関する要領

### 1 趣旨

この要領は、兵庫県内事業所の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）利用拡大に向けた目標や実施済み又は計画する再エネ導入の取組等について、「ひょうご版再エネ100プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）として登録を受けるために必要な事項を定めます。

### 2 目的

- (1) 本プロジェクトは、太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマス等の再エネ設備の導入に関わる事業所の取組を広く周知し、再エネの利用拡大に関する目標を掲げる県内事業所を応援することにより、再エネ設備の県内における導入拡大を図ることを目的とします。
- (2) 本プロジェクトは、県内事業所に対して、一定の評価を与え、保証又は推奨することを目的とするものではありません。

### 3 登録対象事業所

- (1) 県内に所在地を有する事業所は、兵庫県地球温暖化対策推進計画と整合する温室効果ガス排出量削減に向けた取組を行い、事業所の状況に応じて可能な限りの再エネ設備を導入する目標を掲げ、再エネ設備導入に取り組んだ場合、又は導入を計画する場合、公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「協会」という。）に対して所定の様式により申請を行うことにより、プロジェクトにおける「取組事業所」として登録することができます。
- (2) 協会は、県内事業所から申請があった場合は、県内事業所の希望に応じて、プロジェクトのウェブサイトにおいて、当該事業所の再エネ導入に係る取組事例又は取組計画を公表します。
- (3) 取組事業所の登録は次の各号に該当しない事業所を対象とします。
  - ア 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。）の第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員
  - イ 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

### 4 登録内容の変更

- (1) 県内事業所は、前条第1項の規定による申請内容に変更が生じた場合は、所定の様式により、速やかに届け出てください。
- (2) 協会は、前項の変更届が提出された場合、ウェブサイト上で公表している情報を更新します。

## 5 登録申請方法

### (1) 登録申請書類

申請者は、表 1 の登録申請書類及び表 2 の添付書類を提出してください。

表 1 登録申請書類一覧

様式 1	取組事業所登録申請書
様式 2	取組事業所登録申請に係る誓約書
様式 3	取組事業所登録事項
様式 4	取組事業所登録内容変更申請書
様式 5	取組事業所登録廃止申請書

表 2 添付書類一覧

事業所の概要（所在地、事業内容）がわかる資料（パンフレット、ウェブページのアドレスなど）
ウェブサイトに掲載するロゴマーク
その他協会が提出を求めた資料

### (2) 登録申請方法

登録申請書類一式を、ウェブサイト上の申請フォーム又は電子メールにより、以下の連絡先まで提出してください。

また、様式の Excel データも合わせて提出してください。

#### 【申請窓口】

公益財団法人ひょうご環境創造協会 カーボンニュートラルセンター

Hyogo-cnc@eco-hyogo.jp

## 6 県または協会への協力等

(1) 登録を受けた事業所は、設備導入に向けた検討にあたり、ウェブサイト、兵庫県（以下「県」という。）及び協会からの情報提供をご利用頂けます。

(2) 県又は協会は登録を受けた事業所に対して、県又は協会が実施する検討状況調査等や、県内事業所との情報共有等を目的とした連絡会等の開催に協力を求める事があります。